

## 地域福祉審議会の進め方について（案）

### 1 地域福祉審議会における検討事項

地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、第 10 期介護保険事業計画、及び障害者計画について、社会情勢の変化に対応した計画の方向等について検討する。

### 2 小委員会の設置について（地域福祉審議会条例第 9 条）

審議会の円滑な運営を図るため、小委員会を置く。

#### （1）小委員会の名称・付託事項について（地域福祉審議会条例施行規則第 3 条）

##### ア 名 称

計画専門委員会

##### イ 付託事項

次の事項について社会情勢の変化に対応した基本的な考え方、方向等の検討を付託する。

##### （ア）各計画の基本理念について

地域福祉保健医療計画、高齢者福祉計画、第 10 期介護保険事業計画、障害者計画の各基本理念

（別紙 1 現行の保健医療福祉計画、第 9 期介護保険事業計画、障害者計画の各基本理念を参照）

##### （イ）福祉分野の重点事項について

###### 【地域福祉】

- ・地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実
- ・誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進

###### 【高齢者福祉】

- ・高齢化の更なる進展に対応した取組の推進

###### 【障害者福祉】

- ・総合的な障害福祉施策の推進

###### 【介護・福祉人材】

- ・介護・福祉人材の確保・定着・育成

（別紙 2 各事項の検討の視点、現状の主な取組等を参照）

#### （2）小委員会の構成等について

（地域福祉審議会条例施行規則第 4 条、第 5 条及び第 7 条）

##### ア 構成

学識経験者（4 人）及び社会福祉関係者（4 人）、専門委員により構成する。必要に応じて、他の委員の出席を求める。

##### イ 開催回数、審議会への報告

全 5 回程度開催（WEB 開催も想定）し、検討状況を適宜審議会に報告する。審議会では、小委員会の検討内容や進捗状況について確認し、全体的な調整を行う。令和 8 年 6 月までに、小委員会における検討を取りまとめ審議会に報告する。

##### ウ 小委員会の庶務

健康福祉部健康福祉計画課が担当する。

### 3 審議会のスケジュール

#### ▼令和7年度

	審議会	計画専門委員会	区
7月	令和年度第1回 【諮問】、各実態調査、 6年度事業実績、評価報告		・地域福祉調査実施
8月			
9月			・障害者調査実施
10月			・高齢者・介護調査実施 ・地域福祉ヒアリング調査
11月			・地域福祉調査結果
12月			
1月			
2月 下旬	第2回 障害者自立支援協議会意見 計画専門委員会経過報告 調査結果報告（地域福祉）	① 9月下旬 ② 11月下旬 ③ 1月下旬 ④ 3月下旬	
3月			・高齢者・介護調査結果 ・障害者調査結果

#### ▼令和8年度

	審議会	計画専門委員会	区
4月			
5月		⑤ 5月下旬	
6月	令和8年度第1回 計画専門委員会報告 調査結果報告（高齢者・介護、障害者）		
7月	第2回 答申案検討 7年度事業実績・評価報告 【答申】 第13期委員任期終了		
8月			
9月			
10月			
11月	第3回 第14期委員委嘱 計画素案報告		計画素案決定、意見募集
1月			
2月			計画案決定
3月			計画策定・改定